

# 香川県営住宅連帯保証人確認書

## 連帯保証人の方へ

連帯保証人についての制度（下記参照）をご理解のうえ、香川県営住宅使用料（家賃）、駐車場使用料、退去修繕費、明渡訴訟にかかる損害賠償金の支払いについては、県営住宅入居名義人の方への支払いのご指導、ご協力をお願いします。万一、入居名義人の方が県営住宅使用料等を滞納したとき、又は支払いができなくなった場合は、連帯保証人の方へ支払い請求させていただきます。ご自宅へ連絡することもありますので、連帯保証時には配偶者のご了解も得ておいてください。（入居期間が長期間となる場合は、入居開始から十数年経過後に連帯保証人へ請求することもあります。）

## 県営住宅使用料等請求の流れ

納期限までに納付されない場合は、入居名義人に督促状を送付します。督促状を送付してもなお納付がない場合、文書等による催告を行うとともに、連帯保証人に納付指導依頼を送付します。また、滞納額が高額になった場合には、明渡しを請求し、それでも、支払いもしくは明渡しがなされない場合、明渡訴訟を行い、強制執行の手続きを行うことがあります。

県営住宅使用料等を滞納したまま退去した場合は、入居名義人に催告を行うとともに、連帯保証人に請求します。さらに、滞納状況によっては強制執行の手続きを行うことがあります。

## 連帯保証債務の範囲

県営住宅使用料、駐車場使用料、退去修繕費、延滞金、損害賠償金が連帯保証の対象となります。

（※退去修繕費は納期限までに納付がなかった場合、納期限の翌日から年3%の延滞金が発生します。）

## 連帯保証人とは

連帯保証人は、債務者本人（入居名義人）と同一内容の責任があります。債権者（県）は、いつでも、どちらに対しても、支払いを請求することができ、連帯保証人が複数いる場合でも、各人が返済する責任が生じます。

※債務者本人（入居名義人）の方がきちんと返済を行っている場合は、連帯保証人に対し支払いを求めることはありません。

## Q & A

Q 1：保証人と連帯保証人は違うのですか？

A 1：「保証人」は次の権利が認められていますが、「連帯保証人」には認められていません。

①催告の抗弁権（民法第452条）

「自分より先に債務者本人に請求してくれ」と求めることができる権利。

②検索の抗弁権（民法第453条）

保証人が、債務者本人の財産に返済資力があることを証明することでその責任を免れることができる権利。

③分別の利益（民法第465条）

保証人が複数いる場合、債務を平等に分割した額の範囲しか責任を負わない。

Q 2：連帯保証人が支払いをした場合、債務者本人へ請求できますか。

A 2：債務者本人に請求する権利（求償権）があります。

Q 3：連帯保証人が死亡した場合、どうなりますか。

A 3：債務は相続人に相続されます。相続人の方は速やかに入居名義人に連絡し、住宅課へ届け出てください。相続放棄をした方は、その事実を確認できる書類の提出が必要です。（ご家族の方が、あなたが連帯保証人になっていたことを知らないまま債務を相続することを防ぐため、ご家族の方へ説明しておくことをお勧めします。）

☐ 問い合わせ先

香川県土木部住宅課 087-832-3586

県営住宅入居名義人\_\_\_\_\_の下記連帯保証人に、香川県営住宅連帯保証人確認書の説明文書を交付し、その内容について説明し、理解の上、了解を得ました。

また、そのことについて、連帯保証人に直接連絡し、確認することを了承します。

連帯保証人の住所や氏名を変更した場合は、変更の届出を行います。

年 月 日

<連帯保証人>

氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 年 月 日生)

住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

職業（勤務先） \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_